

「一般名処方加算」に基づく掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

■一般名処方とは？

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

これにより供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬を提供できやすくなります。

■令和6年10月1日より

後発品のある先発品（長期収載品）について、患者様自らが長期収載品を選択した場合に、後発医薬品との差額の一部を「選定療養費」として自己負担していただくこととなります。

